

業務委託契約書（案）

業務名	大分県立図書館等エレベーター保守点検業務委託		
履行場所	大分県立図書館、大分県公文書館及び大分県立先哲史料館 大分市王子西町14番1号		
履行期間	令和7年10月1日から 令和10年9月30日まで		
契約金額	¥	—（月額¥	—）
	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ —）		
（内訳）			
令和7年度	¥	—（月額¥	—）
令和8年度	¥	—（月額¥	—）
令和9年度	¥	—（月額¥	—）
令和10年度	¥	—（月額¥	—）
契約保証金	免除		

上記の委託契約について、委託者 大分県立図書館長 石掛 忠男（以下「甲」という。）と受託者 _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（業務の内容）

- 第1条 契約の対象となる業務の内容は「エレベーター保守点検業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- 2 前項の仕様書に明示されていないものがある場合は、甲乙協議して定めるものとする。

（業務の実施）

- 第2条 乙は、業務の実施に当たり、仕様書に従い、善良なる管理者の注意義務をもって業務を実施しなければならない。

（権利義務の譲渡等）

- 第3条 乙は、契約によって生ずる権利及び義務を第三者に譲渡し又は継承させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（再委託等の禁止）

- 第4条 乙は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により甲の承諾を得たと

きはこの限りではない。

2 前項の主たる部分とは、業務における業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

3 乙は、業務の一部（主たる部分を除く。）を第三者に委任し、又は請け負わせようとするとき（以下「再委託」という。）は、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲を、再委託の必要性及び契約金額等について記載した書面を甲に提出し、承認を得なければならない。

なお、再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。

4 前項の規定は、乙がコピー、印刷、製本、トレース、資料整理、消耗品購入等の軽微な業務を再委託しようとするときは、適用しない。

5 第3項なお書きの規定は、軽微な変更に該当するときには、適用しない。

6 乙が委託業務の一部を第三者に委託する場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任を乙が負うものとする。

（現場代理人及び点検技術員）

第5条 乙は、業務の技術上の管理を行う者を現場代理人と定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。現場代理人を変更したときも同様とする。

2 乙は、業務に従事する者を点検技術員と定め、書面をもってその氏名その他必要な事項を甲に通知しなければならない。点検技術員を変更したときも同様とする。

3 現場代理人及び点検技術員は、これを兼ねることができる。

（機密の保持）

第6条 乙は、この契約の履行上知り得た甲の業務上の内容を他に洩らし、又は他の目的に使用してはならない。この契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

（法令の遵守）

第7条 乙は、乙の従業員に対する雇用者及び使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、職業安定法、最低賃金法、雇用保険法、健康保険法、その他の関係法令を遵守し、その責任を負うものとする。

（規律維持）

第8条 乙は、業務に従事する従業員の風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務の実施に努めなければならない。

（業務の計画、調査等）

第9条 乙は、業務の実施計画を策定し、書面をもって甲に提出しなければならない。

- 2 甲は、必要がある場合には、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務報告)

第10条 乙は毎月、業務を完了したときは、仕様書に定める報告書により、翌月10日までに甲に報告しなければならない。

(委託金額の支払)

第11条 乙は、前条の規定による報告に基づく甲の確認を受けたのち、本契約書に記載する委託金額の月額を支払を請求するものとする。ただし、解約の効果発生により契約期間の終了が月の途中となるときは、1月を30日とした日割り計算(円未満切捨て)によって算定する。

- 2 甲は、前項の請求があったときは、適法な請求を受けた日から起算して30日以内に委託金額を支払わなければならない。

(契約不適合責任)

第12条 乙が第10条による報告書提出後、仕事の目的物が種類又は品質に関して契約の内容と適合しないこと(以下「契約不適合」という。)を発見したときは、甲は乙に、相当の期間を定めて契約不適合の修補の請求をすることができる。

- 2 仕事の目的物の契約不適合について、修補が不能な場合又は修補を甲の定めた期間内に乙が完了することができなかつた場合、甲は乙に対して代金の減額を請求することができる。ただし、その契約不適合により契約の目的が達成されない場合は、契約を解除することができる。
- 3 仕事の目的物について契約不適合があつた場合は、甲は乙に、損害の賠償を請求することができる。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により発生したときは、甲は乙に対して損害賠償の請求をすることができない。
- 4 甲は、甲の供した材料の性質又は甲の与えた指図によって生じた不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができる。ただし、乙がその材料や指図が不相当であることを知りながら告げなかつたときは、この限りではない。
- 5 甲が契約不適合を知つたときから1年以内にその旨を乙に通知しないときは、甲は、契約不適合を理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、乙が契約不適合について引き渡しの時に知り、又は重大な過失により知らなかつたときは、この限りではない。

(業務内容の変更等)

第13条 甲は、必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止し、若しくは打ち切ることができる。この場合において、委託金額又は委託期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償額は、甲乙協議して定めるものとする。

(損害の負担)

第14条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙の負担とするものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する理由による場合においては、この限りではない。

(履行遅滞の場合における賠償金)

第15条 甲は、乙が、委託期間内に委託業務を完了することができない場合は委託金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延賠償金を徴収するものとする。

2 前項の遅延賠償金は、甲の乙に対する債務と相殺することができる。

3 甲の責めに帰する理由により、第11条第2項の委託金額の支払が遅れた場合には、乙は、未受領金額につき、遅延日数に応じ年2.5パーセントの割合で、甲に対して遅延利息の支払を請求することができるものとする。

(義務違反の場合における損害賠償)

第16条 乙は、自らが本契約に定める義務に違反し甲又は第三者に損害を発生させた場合、甲の算定に基づき当該損害を補償又は賠償する責任を負担するものとする。

2 甲は、前項に基づき乙が甲に対し賠償すべき額について、乙が協議の申し入れをした場合には、これに応じ、乙の義務違反の程度、損害発生の態様及びその他の事情を考慮し、賠償額の減額について協議を行うものとする。

(契約の解除)

第17条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲は賠償の責めを負わない。

(1) 本契約に違反したとき。

(2) 履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき、または、履行期間経過後相当の期間内に完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 乙に誠意がなく、完全に業務が完了する見込みがないと認められたとき。

(4) 契約の履行に関し、不正の行為があると認められたとき。

(5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。

- (6) 乙が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められたとき。
- 2 甲は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときには、乙と協議の上、この契約を解除することができる。

(違約金)

第18条 前条第1項各号の規定又は第12条第2項の規定により甲が契約を解除したときは、乙は委託金額の10分の1を違約金として甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして乙の責めに帰することができない理由により契約を解除した場合は、この限りではない。

(特約事項)

第19条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、契約の締結の日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する。

(契約外の事項)

第20条 この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印の上、各自1通を保持する。

令和7年 月 日

甲

委 託 者

住 所 大分市王子西町14番1号
大分県立図書館長 石掛 忠男 印

乙

受 託 者

住 所
商号又は名称
代表者氏名 印